

合格領域有効制度について

合格領域有効制度

検定試験の結果が「全領域合格」でない場合でも、最初の受験で合格した領域は2年間有効です。

その有効期間内に再受験を行い、不合格だった領域が合格した場合には、すべての領域に合格したことを示す合否通知書を添えて当協議会に申請してください。

申請が受理されると、合格証の交付を受けられます。

※対象は2024年6月検定以降の合否通知書に限ります。

合格証発行の手続き

(医療秘書技能検定試験・医事コンピュータ技能検定試験)

1. 必要書類

1. 合否通知書原本（領域Ⅰ～Ⅲの合否がわかるもの）
合格証交付後に返却します
2. 申請書（協議会ホームページよりダウンロード）
3. 送付先：
〒134-0084 東京都江戸川区東葛西 6-7-5 滋慶ビル2階
医療秘書教育全国協議会 事務局 行

2. 合否通知紛失時の対応（※必要書類とは別扱い）

合否通知書を紛失した場合は、手数料2,000円が必要です

振込先：三井住友銀行 西葛西支店（普）1298126

一般社団法人 医療秘書教育全国協議会

※一度振り込まれた手数料は返金できません。

3. 手続きの流れ

1. 事務局で書類を受付・確認
2. 合格証を発送（通常2～3か月かかります）
3. 合格証の受け取り
 - 宅配便着払いで届きますので送料をご負担ください。
 - レターパックでの返信をご希望の場合は、住所・氏名・電話番号を記入したものを必ず同封してください

4. 申請時の注意事項

1. 受験者本人からの申請のみ受付します。
2. 2024 年以前の合否通知書は登録できません。
3. 最初に合格した領域から 2 年間のみ有効です。
4. 医療秘書教育全国協議会実施の検定試験合否通知書のみ申請可能です。
5. 合否通知書の原本を紛失した場合は、2,000 円の手数料が必要です

5. 受験時の注意事項

1. 2 回目以降の受験でも、すべての領域を受験してください
2. 団体受験の場合はリスト願書の該当項目にチェックを入れてください
3. 個人受験の場合はフォームの該当項目にチェックを入れてください
4. 合格済の領域の入力は管理上のものです。申請には関係ありません

6. 申請期間

合否通知が到着した月の翌月末まで

例：6 月検定試験 → 合否通知到着～9 月末まで

11 月検定試験 → 合否通知到着～1 月末まで

※申請期間を過ぎた場合は、次の申請期間までお待ちください

7. よくある質問 (FAQ)

Q: 不合格領域だけ再受験できますか？

A: いいえ。全領域を再受験してください

Q: 学校からまとめて申請できますか？

A: いいえ。申請者本人のみが対象です

Q: 合否通知書を紛失しました。申請できますか？

A: はい。紛失時は 2,000 円の手数料をご入金いただければ申請可能です

Q: 医療秘書技能検定・医事コンピュータ技能検定をまとめて送付できますか？

A: はい。現在は検定ごとに分けて、まとめて申請いただけます。

Q: 合格証の発行を急ぐことはできますか？

A: できません。通常、発行まで 2～3 か月かかります

Q: 申請期間を過ぎたら申請できますか？

A: 次の申請期間にお申込みください

Q: 「最初の受験で合格した領域は 2 年間有効」とありますが、「2 年間」とはどのような意味ですか。

A: 「2 年間」とは、最初に合格した検定試験を含めて、4 回分の検定試験を指します。